

経営事項審査に係る審査基準の改正に伴う取扱いについて（福井県知事許可業者）（別紙）

1 改正後の基準による経営事項審査の申請受付について

改正後の基準による経営事項審査（新経審）の申請受付は、令和5年8月14日（月）からとします。

2 改正事項に係る提出書類について

- ・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
(1)建設工事に従事する者の就業規則を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書

3 再審査手続について

(1) 再審査の対象者

再審査申立ての時点で、改正前の申請による経審結果通知書の有効期間（審査基準日から1年7か月）が残っている者

(2) 再審査申立ての受付期間および手数料

【受付期間】令和5年8月14日（月）から令和5年12月14日（木）まで

【手数料】無料

(3) 再審査申立てに係る提出書類

- ①経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の11）および別紙2…3部（正・副・控）
- ②改正前の申請による経審結果通知書（再審査申立ての時点で有効なもの）の写し
…3部（正・副・控）
- ③改正事項に係る確認書類（上記2参照）…2部（正・控） ※該当なしの場合は不要
- ④返信用封筒（84円切手貼付）…1部

(4) 再審査申立てに係る書類の提出・問合せ先

審査日時等を事前に電話で調整したうえで提出してください。

主な営業所所在地	管轄土木事務所	郵便番号・住所	電話番号
福井市、永平寺町	福井土木事務所 （総務課）	〒910-0853 福井市城東4-28-1	0776-24-5111 （内線320、327）
あわら市、坂井市	三国土木事務所 （総務課）	〒913-0011 坂井市三国町水居17-45	0776-82-1111 （内線410、411）
大野市、勝山市	奥越土木事務所 （総務課）	〒912-0016 大野市友江11-14	0779-66-1221 （内線816）
鯖江市、越前市、 池田町、南越前町、越前町	丹南土木事務所 （総務課）	〒915-0882 越前市上太田町42-1-1	0778-23-4966 （内線336、337）
敦賀市、美浜町、 若狭町（旧三方町）	敦賀土木事務所 （総務課）	〒914-0811 敦賀市中央町1-7-36	0770-22-4661 （内線115）
小浜市、高浜町、おおい町、 若狭町（旧上中町）	小浜土木事務所 （総務課）	〒917-0241 小浜市遠敷1-101	0770-56-2103 （内線115、116）

(5) 再審査申立書記載の留意事項

申立書は、通常の経営規模等評価申請書と同様に全ての項目を記載してください。
通常の申請書と異なる点は以下のとおりです。

○上記3（3）①経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の11）

・表題部

経営規模等評価申請書 <u>経営規模等評価再審査申立書</u> 総合評定値請求書
--

※「経営規模等評価再審査申立書」の文言を○（丸印）で囲み、その他の文言を二重線で消してください。

・項番05 申請等の区分

項番 申請等の区分 <input type="checkbox"/> 0 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 4
--

※申請等の区分は「4」を記入してください。

・項番08～14

商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地等が変更となっている場合には新しい内容で記載してください。

○上記3（3）①経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の11）

・再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。	
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和5年8月14日施行の改正に係る事項	制度改正のため

※1「審査結果の通知番号」の欄には、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記載してください。

※2「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載してください。

※3「再審査を求める事項」の欄には、「令和5年8月14日施行の改正に係る事項」と記載し、「再審査を求める理由」の欄には、「制度改正のため」と記載してください。

4 令和5・6年度競争入札参加資格審査における経営事項審査の取扱いについて

既に保有する入札参加資格については、新経審による総合評定値による再審査は行わないこととします。

福井県以外の発注機関における取扱いについては、各発注機関にお問い合わせください。

令和6年2月1日以降の追加申請において使用する総合評定値は、旧経審による総合評定値または新経審による総合評定値のいずれでもよいこととします。ただし、旧経審および新経審のいずれの総合評定値も有する場合は、新経審による総合評定値によることとします。

福井県以外の発注機関における取扱いについては、各発注機関にお問い合わせください。